

【算定誤りの内容及び具体例】

公費負担医療の対象となる介護サービス（訪問看護等）を利用した場合の自己負担額については、公費負担額を控除し、なお残る利用者負担額がある場合、高額介護サービス費の算定に含めなければならないところ、含めずに計算していたものです。

〈高額介護サービス費の算定式〉

$$\begin{aligned} & \text{各介護保険サービスの利用者負担額の合計額} - \text{利用者負担上限額} \\ = & \text{高額介護サービス費の支給額} \end{aligned}$$

(例) 介護保険負担割合：1割、介護保険利用者負担上限額 44,400円

			9割	1割	
公費負担の有無	サービス内容	費用総額	保険給付額	公費負担額	利用者負担額
無	訪問介護	300,000円	270,000円	0円	30,000円
無	通所介護	200,000円	180,000円	0円	20,000円
有	訪問看護	100,000円	90,000円	9,500円	500円

(誤った算定)

$$30,000円 + 20,000円 - 44,400円 = 5,600円$$

高額介護サービス費 5,600円支給

(正しい算定)

$$30,000円 + 20,000円 + 500円 - 44,400円 = 6,100円$$

高額介護サービス費 6,100円支給

(追加支給額)

$$6,100円 - 5,600円 = 500円$$

高額介護サービス費 500円追加支給